

頌栄短期大学保育科 卒業認定規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学学則（以下「学則」という。）第4条、第26条及び第27条の規定により、頌栄短期大学の保育科に在学する学生（以下「学生」という。）の卒業について定める。

(卒業認定要件)

第2条 卒業の認定を受ける者は、学則第26条に定める卒業に必要な単位を修得した者とする。

2 卒業の認定を受ける者は、学則第4条に定める者とする。

(認定時期)

第3条 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月31日までに前条に規定する卒業要件を満たした学生には、卒業認定を9月中に行うことができる。

(卒業認定)

第4条 卒業に係る認定は、教授会が行う審査を経て、学長が行う。

2 前項に基づき、卒業認定の準備のための卒業認定者準備会議を設ける。

第5条 前条第2項の規定に基づく卒業認定者準備会議は、教務部会が行う。

(事務)

第6条 卒業認定に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の卒業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）6月11日から施行する。

頌栄短期大学専攻科 修了認定規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学学則（以下「学則」という。）第43条、第46条及び第47条の規定により、頌栄短期大学専攻科に在学する学生（以下「学生」という。）の修了について定める。

(修了認定要件)

第2条 修了の認定を受ける者は、学則第46条に定める修了に必要な単位を修得した者とする。

2 修了の認定を受ける者は、学則第43条に定める者とする。

(認定時期)

第3条 修了認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月31日までに前条に規定する修了要件を満たした学生には、修了認定を9月中に行うことができる。

(修了認定)

第4条 修了に係る認定は、教授会が行う審査を経て、学長が行う。

2 前項に基づき、修了認定の準備のための修了認定者準備会議を設ける。

第5条 前条第2項の規定に基づく修了認定者準備会議は、教務部会が行う。

(事務)

第6条 修了認定に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の修了に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）6月11日から施行する。